

福井市農林水産業U・Iターン促進事業
(U・Iターン者就業奨励金(林業・漁業))交付要綱

(趣旨)

第1条 福井市農林水産業U・Iターン促進事業(U・Iターン者就業奨励金(林業・漁業))(以下「奨励金」という。)の交付については、福井市補助金等交付規則(昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 U・Iターンによる新規就業者に対し、住居費等の初期費用を支援することにより、U・Iターン者の円滑な就業及び定住の促進を図る。

(定義)

第3条 この要綱において、使用する用語の定義は次の各号に定めるところによる。

(別表第1)

(1)	林業	山林用苗木の育成・植栽、林木の保育・保護、林木からの素材生産、薪及び木炭の製造、樹脂、樹皮、その他の林産物の採取及び野生動物の狩猟等を営む事業
(2)	漁業	水産動植物の採捕又は養殖等を営む事業

(事業対象者)

第4条 奨励金の対象となる者は、奨励金の申請を行う前2年以内に福井市外から市内へ転入した者であって次に掲げるすべての要件を満たすものとする。ただし、林業及び漁業に就業又は就業予定時の年齢が60歳未満であることとする。

- (1) 市内の林業若しくは漁業に就業した者又は市内で林業若しくは漁業に就業することを目的として県内の研修施設等で研修の受講を始めた者
- (2) 森林組合又は漁業協同組合に就業した場合は、正規雇用であり雇用保険に加入していること。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は年間30万円(一月あたり25,000円)、林業において申請者を含む2人以上の世帯員で世帯を構成している場合は年間45万円(一月あたり37,500円)とし、交付期間は就業してから2年間とする。ただし、前条1号の研修の受講を始めた者が奨励金の申請を行う場合は、研修の受講を始めてから2年間とする。また、年間45万円の交付を受けようとする者は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 申請者を含む2人以上の世帯員が、転出した自治体において同一世帯に属していたこと。
- (2) 申請者を含む2人以上の世帯員が、交付申請時において同一世帯に属していること。

(交付申請)

第6条 奨励金の交付を申請しようとする者は、規則第3条第1項の規定により、市長が定める期日までに、交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 住民票(林業において世帯で移住した者は移住後の住民票謄本の写し)

- (2) 林業において世帯で移住した者は、転出した自治体の住民票（除票）謄本
- 3 奨励金は年度ごとに申請するものとし、継続分についても毎年度交付申請書（様式第1号）を提出することとする。ただし、継続分は、前に申請した内容から変更がないときは、前項の添付書類を省略できるものとする。

（交付決定）

第7条 市長は、規則第4条の規定により、奨励金の交付の決定をしたときは、規則第6条の規定により奨励金交付決定通知書（様式第2号）を当該奨励金の交付を申請した者に通知するものとする。

（状況報告）

第8条 奨励金の交付の決定を受けた者（以下「給付事業者」という。）は、交付期間中及び交付期間終了後3年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就業状況報告（様式第3号）及び作業日誌（様式第3号-1）を市長に提出しなければならない。

なお、給付事業者が奨励金支給開始後（交付決定後）5年間に交付要綱第15条に該当する場合は、離職届（転居届・研修の中止届・就業の中止届）（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、交付決定の後、給付事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（3）事業を中止し、又は廃止したとき。

（4）前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定及び第10条により補助金の交付決定を取り消したときは、速やかに補助金交付決定取消通知書（様式第5号-1）を交付決定事業者に通知するものとする。

（事業の変更）

第10条 給付事業者は、事業の内容（軽微な変更を除く。）を必要とする場合は、市長に変更承認申請書（様式第6号）を提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、給付事業の内容の変更等を承認したとき、又は承認しないことを決定したときは、速やかに変更交付決定通知書（様式第6号-1）をそれぞれ当該承認の申請をした者に通知するものとする。

（中止又は廃止）

第11条 補助事業者は、交付決定後の事情の変化により、給付事業を中止又は廃止しようとするときは、農林水産業U・Iターン促進事業（U・Iターン者就業奨励金（林業・漁業））中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を事前に提出し、市長の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第12条 給付事業者は、給付事業が完了したときは、規則第11条の規定により、速やかに農林水産業U・Iターン促進事業（U・Iターン者就業奨励金（林業・漁業））実績報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）研修内容又は就業実績が分かるもの

(2) その他市長が必要と認めるもの

- 3 前項の規定にかかわらず、市長が必要ないと認めるときは、前項各号に掲げる書類の一部を省略することができる。

(奨励金の額の確定)

第 1 3 条 市長は、前条第 1 項の実績報告書の提出を受けたときは、規則第 1 2 条の規定により、前条第 1 項の実績報告書の提出を受けたときは、交付する奨励金の額を確定し、農林水産業 U・I ターン促進事業 (U・I ターン者就業奨励金 (林業・漁業)) 補助金額確定通知書 (様式第 8 号) により、申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第 1 4 条 前条の通知を受けた者が奨励金の交付を受けようとするときは、規則第 1 4 条の規定により農林水産業 U・I ターン促進事業 (U・I ターン者就業奨励金 (林業・漁業)) 補助金交付請求書 (様式第 9 号) を市長に提出しなければならない。

- 2 奨励金については、毎年 6 月、9 月、1 2 月及び 3 月に、それぞれの月の分までを翌月に支払う。申請者の同意のもと支払時期を調整できることとする。

(奨励金の返還)

第 1 5 条 給付事業者が奨励金支給開始後、以下のいずれかに該当することとなった場合は、奨励金を返還するものとする。ただし、申請者本人の死去、疫病等やむを得ない事情により一時的に経営を休止せざるを得ないと市長が認めた場合についてはこの限りでない。

(1) 5 か年以内に市内から転出した場合

(2) 5 か年以内に離職した場合 (機械・施設、漁船や住居など経営を続けるために必要となる経営資産を失した場合を含む。)

(3) 研修を中止し、又は受講後、3 ヶ月以内に市内で就業していないことが判明した場合

- 2 奨励金の返還については福井市補助金等交付規則第 1 6 条に従い処理するものとする。

(関係図書の保存)

第 1 6 条 奨励金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、対象事業が完了した日から 5 年間保管しなければならない。

(委任)

第 1 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和 7 年 3 月 3 1 日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた奨励金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、平成 3 1 年 3 月 3 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、同日前に交付決定がなされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、同日前に交付決定がなされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、同日前に交付決定がなされた補助金については、なお従前の例による。